

令和元年度甲種（新規）防火管理者資格取得講習会実施要領

土岐市消防本部

- 1 講習の目的 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政令で定める防火管理者の資格（消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号イ）を取得させるもの。
- 2 講習区分 甲種防火管理者の資格取得講習
- 3 講習機関 土岐市消防本部
- 4 講習日時 令和元年 10 月 17 日（木）・18 日（金）の 2 日間
10 月 17 日午前 9 時から午後 5 時まで(受付時間 午前 8 時 30 分から 8 時 50 分)
10 月 18 日午前 9 時から正午まで
- 5 講習場所 土岐市北防災センター 3 階 第 1 研修室（土岐市消防本部併設）
土岐市肥田浅野笠神町 3 丁目 11 番地
- 6 受講料 無料（ただし、テキスト代 1,500 円必要）
※土岐市防火管理者協会加入事業所は会員証明で 1,000 円助成されますが、各事業所 1 名のみとします。
- 7 修了証の交付 全科目を修了した者に限り、修了証を交付します。
- 8 受講手続き
 - (1)申し込み期限及び定員
期限 令和元年 9 月 1 日（日）から令和元年 9 月 30 日（月）まで
定員 50 名（申し込み期限内でも定員になり次第締め切らせていただきます。）
※受講は土岐市内事業所勤務の方及び市内在住者を優先させていただきます。
 - (2)申込先 土岐市消防本部・北消防署（53-0119）・南消防署（58-0119）
 - (3)申込方法 受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入し、写真（最近 3 ヶ月以内に撮影したもの）を貼付のうえ上記申込先にご持参ください。受講日当日に受付にてテキストをお渡ししますので、テキスト代を現金にてお支払いください。領収書を発行します。
- 9 受講上の注意事項
 - (1)受付時間内に受付を済ませてください。途中退出・遅刻した場合、修了証は交付できません。
 - (2)講習会当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。
 - (3)受付後の取り直し、又は第 2 日目を欠席された場合は、テキスト代は返還できません。
 - (4)講習当日の駐車場は、消防本部東側の笠神公園駐車場となります。裏面の地図を参照ください。
 - (5)講習初日の昼食は、弁当を持参いただくか近隣の飲食店等をご利用ください。
- 10 その他 土岐市防火管理者協会会員の証明は、受講申込書の証明欄にお願いします。
当日の日程は、裏面にあります。

※ご不明な点は、 北消防署査察指導係・53-0119
南消防署査察指導係・58-0119 まで問い合わせください。

令和元年度 甲種防火管理者講習日程表

第1日目 10月17日(木)

時 間	科 目
9:00～ 9:05	防火管理者講習会開講のあいさつ
9:05～ 9:10	講習案内
9:10～12:30	防火管理の意義と制度の概要
	施設・設備の維持、管理
12:30～13:30	昼食(各自)
13:30～17:00	火気取扱いの基本知識と出火防止対策

第2日目 10月18日(金)

時 間	科 目
9:00～11:30	自衛消防
	防火管理の進め方と消防計画
11:30～12:00	アンケート記入・修了証交付

【駐車場案内図】

